

上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金

【申請要領】

申請期間

令和4年12月16日(金)～令和5年3月15日(水)

申請方法

郵送（申請期間の消印有効）

【お問合せ先】

上三川町役場 商工課 商工振興係

電話番号：0285-56-9150

受付時間：午前8時30分～正午

：午後1時00分～午後5時15分

（土日・祝日、年末年始を除く）

【申請書類郵送先】

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場 商工課 商工振興係 あて

1 上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金の概要

エネルギー価格等（燃料費、光熱費、原材料費等）の高騰の影響を受け厳しい状況にある町内中小企業者に対し、エネルギー価格等高騰対策支援金（以下、「支援金」という。）を交付します。

2 交付要件

次の（１）から（４）のすべてに該当すること。

（１）町内に主たる事業所（※１）を有する中小企業者（※２）であること。ただし、みなし大企業等（※３）は除く。

※１ 法人の場合は、法人税の確定申告書別表一に記載された納税地、個人事業者の場合は、所得税の確定申告書第一表に記載された住所

※２ 本事業において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38法154）第2条第1項に該当する会社及び個人を基本とする商工業者（次の①から③に記載する取扱いとする。）

①中小企業支援法第2条第1項第3号の政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの場合は、その政令で定める資本金の額又は出資の額及び従業員の数とする。

②中小企業信用保険法の規定に該当しない業種に属する事業を行う会社及び個人は除く。

③商工会法並びに商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に規定する商工業者でないものは

除く。

※3 本事業において「みなし大企業等」とは、次のいずれかに該当する者をいう

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をア～ウに該当する中小企業者が所有している中小企業者

オ ア～ウに該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

カ 申請時点において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

【参考】

1 「中小企業者」として、交付対象となる会社及び個人の基準（①の取扱いによる）

主たる事業を営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（下記以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機	3億円以下	900人以下

用タイヤ及びチューブ製造業並び に工業用ベルト製造業を除く。）		
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業（下記以外）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サー ビス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

2 交付対象となりうる中小企業者の例

交付対象となりうる者	交付対象とならない者
<ul style="list-style-type: none"> ・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ・士業法人 ・個人事業者（商工業者に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 ・医療法人 ・特定非営利活動法人 ・一般社団（財団）法人 ・公益社団（財団）法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・農業法人（会社法の会社又は有限会社含む） ・組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合等） ・個人農業者 ・個人開業医（歯科医含む） <p style="text-align: right;">など</p>

(2) 以下のア及びイのどちらにも該当すること。

ア エネルギー価格等（燃料費、光熱費、原材料費等）の高騰の影響により、対象月（※1）の原材料価格、仕入価格、電気代、ガソリン代等の経費が、基準月（※2）と比べて**10%以上増加**していること

イ 対象月の「売上高」又は「付加価値額（※3）」の合計が、基準月と比べて**10%以上減少**していること

※1 対象月：令和4(2022)年4月から12月のうち、任意の3か月

※2 基準月：令和元(2019)年から令和3(2021)年のうち、いずれかの年の対象月と同じ3か月

※3 付加価値額：営業利益、人件費、減価償却費の合計

(3) 令和3(2021)年9月30日以前に開業し、令和3(2021)年10月以降事業収入があり、今後も事業を継続する意思があること
(特例措置については、「6 特例措置」を確認してください)

(4) 「3 不交付要件」に該当しないこと

3 不交付要件

次の(1)から(9)に1つでも該当する場合は、支援金の交付対象外となります。

(1) 本支援金の交付申請を既に行っている者

(1事業者1回限りの交付申請となります)

- (2) 栃木県が支給する中小企業者物価高騰等対策支援金（以下「県支援金」という）の支給を受けた者（特例措置については、「6 特例措置」を確認してください）
- (3) 町税を滞納している者
- (4) 暴力団、暴力団員等又は密接関係者
- (5) 風俗営業者の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 22 号）に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (6) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者（更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確認された者を除く）
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされた者
- (9) 本支援金の趣旨及び目的に照らして適当でないと町長が判断した者

4 申請額の算出と交付限度額

交付要件確認書に沿って算出してください。

- (1) 申請額の算出

$$\boxed{\text{申請額}} \Rightarrow \boxed{\text{基準月の売上高の合計}} - \boxed{\text{対象月の売上高の合計}}$$

〈算出における注意点〉

※売上高減少要件の確認において「売上高」の代わりに「付加価値額」を用いる場合は、申請額の算出においても「売上高」に代えて「付加価値額」を用いること。

※申請額の算出における対象月及び基準月は、売上高減少要件の確認において用いたものと同年・同月であること

※申請額は、千円未満切り捨てであること

※申請額は、交付限度額を超えない額であること

(2) 交付限度額

中小法人等 10万円

個人事業者 5万円

5 交付要件の確認手順

(1) 経費増加要件の確認

① エネルギー価格等の高騰により増加した経費を確認してください。

例) 原材料価格、仕入価格、電気代、ガソリン代 など

② ①の経費の、対象月の合計額を算定してください。

③ ①の経費の、基準月の合計額を算定してください。

④ ②と③の額を比較して10%以上増加していることを確認してください。

〈②及び③についての留意事項〉

➤ 対象月：令和4(2022)年4月から12月のうち、任意の3か月

- 基準月：令和元(2019)年から令和3(2021)年のうち、いずれかの年の対象月と同じ3か月
- 経費は1種類でも複数でも可ですが、同じ経費を比較してください。
- 確定申告書類や仕入台帳等、審査において金額を確認できる資料を用いて算定してください。勘定科目単位での算定も可。

(2) 売上高（又は付加価値額）減少要件の確認

- ① 「(1) 経費増加要件の確認」において用いた対象月・基準月の売上高の合計額を算定してください。
- ② 対象月の売上高が、基準月の売上高と比べて10%以上減少していることを確認してください。
 - ◆ 売上高の代わりに付加価値額を用いる場合は、「売上高」を「付加価値額」に読み替えて確認してください。
(付加価値額 = 営業利益 + 人件費 + 減価償却費)
 - ◆ 確定申告書類や売上台帳等、審査において金額を確認できる資料を用いて算定してください。

※新型コロナウイルス感染症に関連する給付金等の扱いについて

要件確認や申請額の算定にあたっては、事業収入に、国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金、助成金等が含まれる場合は、その額を除いた額としてください。

例) 持続化給付金、一時支援金、月次支援金、事業復活支援金、栃木県新型コロナウイルス感染拡大防止営業

時間短縮協力金、栃木県地域企業応援一時金、栃木県地域企業事業継続支援金、上三川町テイクアウト導入支援助成金、上三川町新型コロナウイルス感染拡大防止対策助成金、上三川町新型コロナウイルス感染拡大防止休業協力金、上三川町新型コロナウイルス緊急支援助成金、上三川町新型コロナウイルス感染拡大防止営業時間短縮協力金、上三川町「とちまる安心認証」取得支援補助金、上三川町新型コロナウイルス事業継続支援金 など

6 特例措置

(1) 併給特例

県支援金の支給を受けた者のうち、売上高又は付加価値額の減少額が支給限度額を上回る場合、「4 申請額の算出と交付限度額 (1) 申請額の算出」で算出した申請額から県支援金支給額を控除した額を申請することができます。

$$\begin{array}{r} \text{【基準月の売上高又は付加価値額の合計】} \\ - \text{【対象月の売上高又は付加価値額の合計】} \\ - \text{【県支援金支給額】} \\ \hline \text{【申請額】（= 交付額 ※千円未満切り捨て）} \end{array}$$

(2) 新規開業特例

令和3(2021)年10月から令和4(2022)年3月の間に開業した事業者については、下記の算式で求めた額を「基準月」の額と

みなして申請することができます。

【開業日から令和4(2022)年3月31日までの対象経費（売上高）の合計】÷【開業日から令和4(2022)年3月31日までの間の月数】×3か月分

注) 新規開業特例を用いる場合、「対象月」は、令和4(2022)年10月から12月までの3か月となります。

7 提出書類

申請には以下の書類の提出が必要になります。

- (1) 申請書類チェックリスト
- (2) 上三川町エネルギー価格等高騰対策支援金交付申請書
兼請求書（別記様式第1号）
- (3) 誓約書兼同意書（別記様式第2号）
- (4) 交付要件確認書
- (5) 確定申告書類

【中小法人等の場合】

「基準月」が属する年度分の確定申告書類の写し

- ・ 確定申告書別表一
※ 税務署の收受日付印が押印（e-Tax 申告の場合、受付日時が印字）されていること。又は、e-Tax 申告の「受信通知（メール詳細）」を添付すること。
- ・ 法人事業概況説明書（両面）
※ 確定申告書類が合理的な理由で提出できない場合、又は、確定申告書別表一に收受日付印が押印されていない場合等には、税理士の署名がある書類で代替可。

【個人事業者の場合】

「基準月」が属する年分の確定申告書類の写し

- ・ 確定申告書第一表

※ 税務署の收受日付印が押印（e-Tax 申告の場合、受付日時が印字）されていること。又は、e-Tax 申告の「受信通知（メール詳細）」を添付すること。

- ・ 青色申告決算書（青色申告の場合）

- ・ 収支内訳書（白色申告の場合）

※ 確定申告義務がない場合は、確定申告書を住民税の申告書類の控えて代替可。

（６）要件確認書類

- ◆ 経費の増加を確認できる書類の写し

（仕入台帳等、比較に使用した対象月及び基準月の経費とその金額を確認できる書類）

- ◆ 売上（又は付加価値額）の減少を確認できる書類の写し

（売上台帳等、比較に使用した対象月及び基準月の売上高等の金額を確認できる書類）

※ 「（５）確定申告書類」で基準月の売上高等が確認できる場合、その分については提出いただく必要はありません。

（７）通帳の写し

金融機関名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が確認できるもの

※ 振込口座は、申請法人・申請者本人の名義の口座に限ります。

（８）本人確認書類

- ① 中小法人等

・履歴事項全部証明書

※申請時から3か月以内に発行されたものに限りです。

② 個人事業者

以下のア～カのうちいずれか1つの写しを提出

ア 運転免許証（両面）

イ マイナンバーカード

ウ 写真付きの住民基本台帳カード

エ 在留カード、特別永住者証明書

（在留の資格が特別永住者のものに限る。）（両面）

オ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

（全ページ、カードの場合は両面）

カ 住民票の写し + パスポート又は健康保険証

(9) 特例措置の確認書類（特例を用いる場合のみ）

(10) その他町長が必要と認める書類

上記の他に書類の提出を求める場合があります

特例措置を用いる場合に必要な提出書類

① 併給特例

◆ 栃木県中小企業者物価高騰等対策支援金の支給額が確認
できる書類の写し

② 新規開業特例

【個人事業者の場合】

◆ 開業・廃業届出書等の開業日がわかるもの

8 申請手続

(1) 申請期間

令和4(2022)年12月16日(金)から

令和5(2023)年3月15日(水)まで

※3/15までの消印有効

(日程に余裕をもって申請してください。)

(2) 申請方法

郵送により申請してください。

【宛先】 〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

上三川町役場 商工課 商工振興係

※簡易書留、レターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

※申請書類は返却しませんので、申請内容が確認できるように郵送する前にコピーをとるなどして控えをお持ちください。

(3) 申請様式等の入手方法 (場所)

①町ホームページからダウンロード

②上三川町役場 商工課窓口(3階)で入手

③上三川町商工会窓口で入手

※②、③は紙の申請様式等を配布いたします。

なお、配布時間はいずれの窓口も

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時で、

土日・祝日、年末年始を除く平日となります。

(4) 申請に関するお問合せ先

新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、電話でお問合せください。

【お問合せ先】

上三川町役場 商工課 商工振興係

電話番号：0285-56-9150

受付時間：午前8時30分～正午

：午後1時00分～午後5時15分

(土日・祝日、年末年始を除く)

9 審査及び支援金の交付について

- 申請書類を受け付けた後、内容を審査し、適正と認められた場合、支援金を交付します。
 - ・ 審査の結果、支援金を交付する旨の決定をしたときは、交付に関する通知を送付します。通知に記載された振込予定日を過ぎましたら、申請時に記入いただいた振込先の口座への入金をご確認ください。
 - ・ 審査の結果、支援金を交付しない旨の決定をしたときは、不交付に関する通知を送付します。
- 支援金については、申請書類の受付順に審査を進め、審査完了後、順次振込手続きを行います。

その他、留意事項など

- 申請内容に不備がある場合、不備の修正等を依頼します。その際は審査に時間を要するため、申請前に、本要領等により申請内容が適切かご確認ください。
- 書類の不備等があり、申請者が必要書類の提出又は関係書類の補正等については是正に応じない場合や連絡が取れない場合、その期間が 30 日間続いたとき又は 3 月末日を過ぎたときは、申請が取り下げられたものとみなします。
- 町は必要に応じ、申請内容について調査する場合があります。その場合、申請者は協力するとともに、速やかに状況を報告願います。
- 本支援金の交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、町は交付決定の取消しを行います。既に支給した支援金については返還していただきます。